

2018 年中国ビジネスと税務ガイド (3) ～外貨管理、企業所得税

September 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

中国におけるビジネスと税務の全般について解説するシリーズ。3 回目の本稿では、外貨管理、企業所得税について解説します。

前回の「2018 年中国ビジネスと税務ガイド (2) ～移住、雇用」では、長期滞在におけるビザなど移住に必要な手続き、ならびに労働契約や社会保険など、雇用に関する内容について説明しました。3 回目となる本稿では、外貨管理、企業所得税について解説します。

6. 外貨管理

外貨管理局およびその分局は、外貨取引を監督および監視することに責任を負う主な組織です。中国の外貨管理規制によると、外貨取引は經常取引と資本取引に分類されます。

- ・ 經常取引：モノ、サービス、報酬、配当、利息、寄付や補償に伴って生じる外貨取引
- ・ 資本取引：直接投資を含む外貨取引

外商投資企業は、外貨管理局に登録しなければなりません。また、指定銀行において外貨の一般口座と資本金口座を分けて開設します。外貨一般口座については、外貨口座を通して外貨の入金と売却両替、および購入両替と送金を行います。外商投資企業は通常、その外貨取引が事実であることを証明するために、関係情報および根拠資料を銀行または外貨管理局に提出することが要求されます。

2013 年 9 月 1 日に施行された「サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通知（匯発[2013]30 号）」によると、サービス取引に関わる外貨送金の申請手続きが、従前よりも簡素化されました。また、国家税務総局・国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号によると、対外送金に関して、従前の納税証明が登録制へ変更されました。さらに、登録の要求は外貨支払額が 5 万米ドル未満のときには免除されます。

資本取引に関わる外貨両替に関しては、外商投資企業は一般的に外貨管理局の事前承認が必要となります。外貨取引規制の観点から、外商投資企業は以下の事項に注意を払うべきといえます。

- ・ 外商投資企業は、送金された輸出代金を中国で受領しなければならない。
- ・ 外商投資企業は、その外貨借入金を外貨管理局に登録しなければならない。
- ・ 外商投資企業は、外貨管理局の事前承認を受けた上で、中国国外の銀行に外貨口座を開設することができる。
- ・ 中国非居住者は、中国国内で取得した給与およびその他合法的な収入を、納税後に国外送金することができる。

しかし、上海市自由貿易試験区の改革にて、試験区における外貨規制に関連して、以下のような新たな方針が発表されています。

- ・ 直接投資に関する外貨登録手続きのさらなる簡略化、および銀行への行政権限の委譲
- ・ 外貨流入および外貨流出の両方に関する取引証拠資料の緩和
- ・ 外貨借り入れおよび貸し付けに関する規制の見直し
- ・ 多国籍企業の外貨の集中管理、キャッシュプーリング、国際取引の決済センターなどに関連する外貨関連試験政策の向上

7. 企業所得税

現行の企業所得税制度の体系は、2008 年 1 月 1 日に施行されたものです。企業所得税法は、国内企業、外商投資企業および外国企業に課税される所得税を規制しています。

(1) 居住企業

中国の法律に基づいて設立された企業、または外国・地域の法に基づいて設立されたが実質的な経営活動の場所が中国本土内にある企業は、税務上中国の居住企業となり、全世界における所得について、企業所得税が課せられることになります。企業において実質的な経営活動の場所は、生産、営業、人員、財務および資産の管理がなされている場所をいいます。

(2) 非居住企業

外国・地域の法に基づいて設立され、実質的な経営活動の場所が中国本土外にある企業は、税務上中国の非居住企業となり、中国に源泉を有する所得および中国に源泉を有しないが中国国内の施設や拠点に実質的に関連する所得につき企業所得税が課されることになります。

(3) 企業所得税率

企業所得税の基本税率は 25% です。また、以下にある「(5) 優遇税制」で解説するような特定の種類の企業は、軽減税率を享受できます。中国非居住企業が中国居住者から受ける受動所得（配当、利息、賃貸収入、ロイヤルティーおよびキャピタルゲイン）は、中国において 10% の源泉徴収税が課され、適用される租税条約により減免が受けられる可能性があります。例えば、中国本土と香港の間の租税協定によると、香港企業は一定の条件の下で、配当は 5%、利息とロイヤルティーは 7% と、低減された中国の源泉所得税率が適用されます。

(4) 控除項目

企業所得税法およびその実施細則によると、事業経営に関連する原価および費用は、課税所得の計算上、控除することができます。しかし、特定の費用の控除に関しては、制限が設けられています。これらの費用には、従業員福利費、労働組合費、教育研修費、交際費、広告費、販売促進費および慈善寄付金が含まれます。また、原価および経費は、適切で合法的な証憑（しょうひょう）、例えば發票などがある場合にのみ、控除が可能となります。

(5) 優遇税制

現行の企業所得税法の下では、優遇税制は主に技術および産業に関連して定められています。具体的には、居住者による技術移転所得のうち、500 万人民币元以下の部分は企業所得税が免除され、500 万人民币元を超える部分は企業所得税が半減されます。また、認定を受けたハイテク技術企業は、企業所得税率が 15% に軽減され、新しい技術、製品、ノウハウのための研究開発支出は特別控除が認められます。さらに、適格新設ソフトウェア会社は「二免三半減¹」企業所得税優遇措置を受けることができます。

注）本連載は、2018 年 1 月 1 日時点の情報を基に作成されています。

¹ 中国国内で新設されるソフトウェア生産企業は、認定を経て、利益獲得年度より 1、2 年目は企業所得税徴収が免除され、3～5 年目は半減されます。



CONTACT

Mazars

Japan Desk

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa
パートナー Partner
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn